

九州山江村の挑戦 人が元気、自然が元気、地域が元気

# 広報 やまえ

YAMAE Village  
Public Relation Magazine

8

August  
2020  
No.349

令和2年7月豪雨「災害の爪痕残す」 P2-10

※関連情報も掲載

農業委員会 新体制でスタート P11

新型コロナウイルス関連情報 P15

シリーズ 食べて元気になる トマトとゴーヤのチャンプル

※今月の「食べて元気になる」の紙面は、P16に掲載しています

表紙写真 豪雨災害後の万江川と白岳地区の県道



令和2年7月豪雨

# 災害の爪痕残す

梅雨前線の活発化に伴い、人吉球磨地域は、7月3日(金)から7月4日(土)にかけて断続的な大雨に見舞われました。4日未明から人吉球磨各地で、大規模な崩土や増水による河川の氾濫が発生。広範囲にわたり家屋の浸水や停電、断水、通信障害などライフラインが長時間にわたり機能停止となりました。

崩土や洪水により道路は至るところで崩落し寸断。橋梁も流失するなど、村内山間部の20の集落は一時孤立状態となりました。豪雨の脅威は広域に及び、電話やインターネット、携帯電話などの通信網が切断され、数日にわたり連絡手段が途絶え、本村からの情報は、防災無線とケーブルテレビの域内電話、SNSからの発信となりました。

河川の水嵩が減った後、村で実施した被災地域での家屋調査の結果、床下浸水は19棟。床上浸水は24棟。床上浸水のうち全壊は11棟、半壊は13棟でした(7月27日時点)。

今回の豪雨はライフラインや家屋



▲大雨による土石流が発生し山沿いの家屋にも土砂が流れ込んだ



▲村内の憩いの場所である温泉ほたるでは、裏山から流出した土砂が宿泊棟「ほたる亭」を覆い、床上浸水となった



▲万江地区に生活用水を送水する第二減圧槽(笠野)の地面が崩土し、施設の異常が発生。13・14区の断水が起こった



▲水が引いた後の宇那川  
護岸が破壊され、道路が滅失した多くの流木も堆積している



▲下之段橋から上流を撮影した4日早朝の万江川の様子  
氾濫危険水位を超え川沿いの家屋や田畑へ濁流が流れる。田んぼへの取水口も流されるなど農地災害も発生





▲万江川増水により河川堤防が削られ、公営住宅の基礎が露わになり、家屋の一部が浮いた状態に。住宅の住民は安全な場所へ避難した



▲村内の至るところで道路の陥没や山からの崩土により道路が通行止めとなった。道路寸断により山間の地域では一時孤立状態となった



▲氾濫した万江川の流れの強さに柚木川内地区の道路もえぐり取られた。屋形から柚木川内の家屋も床上や床下浸水が相次いだ。被害を受けた家屋には、流されたものもあった

等にダメージを与えたほか、本村の主要産業でもある農業においては、植えつけたばかりの水田に泥や砂利が流入、田んぼの埋没、取水堰の流失など農業への被害も甚大なものでした。林業、水産業、中小企業においても商品が洪水により被害を受け、機材が山崩れなどにより流失するなど多くの被害を受けました。



▲万江川の濁流と共に流れてきた木の丸太や木くず、家財道具などが川沿いの民家の庭を覆い尽くした



▲足算瀬橋は、濁流に飲み込まれ流された



▲山江中学校敷地でも崩土が発生 土砂により通学路も塞がれた



▲淡島地区で河川が氾濫。濁流は民家を襲い、川砂利と泥が宅内に入り込んだ。また、万江川の洪水により県道坂本人吉線も崩れ落ち、道路が寸断。車両での避難が不可能となり、付近の住民は高台に避難した



# 救援活動 続々と



▲災害発生後、各被災箇所ですぐに開始された復旧作業(写真:県道坂本人吉線(淡島))



▲7月7日孤立していた大川内地区住民の救助活動 天候不良により空路から陸路に変更し救助活動を遂行



◀7月5日 村内世帯の安否と健康状態などの確認を実施



▲団体・個人から多くの支援物資をいただきました

災害が発生した直後、役場では災害対策本部を立ち上げ、村内の被災状況など現場に向かい災害情報の収集を行いました。被災現場の状況は予想を遥かに上回るものでした。

人命を第一に安否確認を開始。各地域の災害発生場所では、山江村消防団による応急作業の実施や重機による路上の土砂の撤去などが行われました。

断水が長引いた万江地区には、宇土市と熊本市から給水車による飲料水の供給を支援いただきました。しかし、淡島地区から北部へは車も通ることができなかったため、道路が開通するまでの数日間の救援物資運搬は人力での作業が続きました。

道路の寸断や崩土など災害が多発した水無や大川内、今村、山口、尾寄崎地区の住民の皆さんは、ライフラインの早期復旧の目途が立たないことや2次災害の危険性から、避難を余儀なくされました。避難の際には、危険が伴ったことから、自衛隊の救援部隊の協力のもと、陸路と空路での救助活動が実施されました。

その後は、ボランティアセンターも開設。多くのボランティアの方々が被災地において支援活動を行いました。行政事務の人的支援には、県内外の行政職員の派遣もいただきました。また、全国からは多くの物資の支援もいただいています。

多方面からの人的支援及び物資支援をいただきましたことに心から感謝申し上げます。今後も、山江村は一丸となり全力で復興に向けた活動に取り組んでいきます。



▲7月8日 早朝より自衛隊ヘリが孤立していた尾寄崎地区の住民を救助。役場駐車場のヘリポートに着陸。無事救助された住民は避難所である農村環境改善センターと健康の駅で避難所生活が続いている。





▲被災した家屋の泥揚げや流木等の撤去作業をするボランティアの方々

▶7月9日 山江村社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを設置。ボランティアの受付を開始した。7月24日からは、ボランティアセンターを閉所し、「山江村復興支援センター」に移行し、人吉球磨管内の支援を行う



▲7月10日 熊本県が人吉市に15戸、山江村に25戸の仮設住宅建設を発表 翌日には建設工事を着工した 本村の仮設住宅は、中央グラウンドに建設される

▼早期復旧に向け村内の被害状況を調査し、調査結果を報告する北陸、東北、中国地方のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)



▲本村に支援に入る各関係機関と連携し、災害状況や復旧作業、支援活動などさまざまな対策に向けた協議を行う災害対策本部会議



▲消防団は、災害発生当日から土砂撤去や被災ごみの撤去等の作業を実施



▲早期復興に向け、県外からも応援相次ぐ 災害の経験と知識を活かし岡山県から応援(被災を受けた家屋調査)



▲改善センターと健康の駅に設置した。避難所運営には、嘉島町、岡山県、御船町、美里町、南関町から人的支援がありました(写真:改善センターの避難所の様子)



▲7月6日に萩野工業団地の一角に設置された災害廃棄物置き場 9区のふれあいパークみのばるは、球磨村の災害廃棄物置き場として開放された(写真:山江村の災害廃棄物置き場として設置された萩野工業団地)

6頁から10頁は令和2年豪雨関連の情報を掲載しています



## 村内のライフライン等の状況、各機関における災害対応の内容、被災者に向けた情報などをお知らせします。

※この内容は、令和2年7月29日時点の内容を掲載しています。  
 ※ご不明な点は、各問合わせ先にご連絡ください。  
 ※ホームページやSNSからも情報を発信しています。

- 山江村ホームページ  
<https://www.vill.yamae.lg.jp>
- 山江村フェイスブック(SNS)  
<https://www.facebook.com/yamaemura>
- 役場各課の電話番号は、本誌19頁に掲載しています。

### ライフライン

#### ■道路の状況

通行止めをしている場所は次のとおりです。

#### 【道路】

県道坂本人吉線(県道17号線)、岩ケ野下払線、淡島参道線、荒神光永恵線、向鶴小鶴線、柚木川内向鶴線、一子野線、橋詰湯口線、吐合宇那川線、山口吐合今村線、大川内橋上部落線、柚木川内日当線、涼松横手線、宇那川戸屋線、日当戸屋線、大平戸屋線、県道柚木川内線、西川内下払線、味園万江井出ノ口線

#### 【橋梁】

淡島裏参道橋、足算瀬橋、柚木川内橋、吐合橋、六郎橋、弥七橋、堰の口橋

※裏表紙に通行止め区間の地図を掲載しています。

問合せ 建設課

☎(23)6449

#### ■電話

電話不通地域：15区の一部、16区全域  
 ・固定電話が使用できない一部地域で、ケーブルテレビに加入されている方は、域内無料電話をご利用ください。  
 ・役場の域内無料電話番号は、固定電話と同じです。

#### ■水道

万江地区の簡易水道は仮復旧完了しました。

問合せ 建設課

☎(23)6449

#### ■電気

#### 【停電している地域】

戸屋、合子俣、山口、大川内、熊原、尾崎崎

・電線復旧に関する事項

切れた電線や垂れた電線に触れると大変危険です。発見された場合は、九州電力までご連絡をお願いします。

また、ご家庭の電気配線に浸水や損傷がある場合は、漏電による感電や火災のおそれがありますので、九州電力が宅内の配線を調査し安全を確認した後に送電されます。浸水被害を受けられた方は、電気使用の開始前に、下記の九州電力までご連絡をお願いします。

#### 問合せ

九州電力人吉営業所

☎0120(986)608

九州電力送配電人吉配電事業所

☎0120(986)958

#### ■ケーブルテレビ

復旧作業中の地域：大川内、熊原、合子俣

#### 山口

問合せ ケーブルテレビセンター

☎(22)8808

### ゴミ・衛生について

#### ■災害廃棄物

山江村で発生した災害廃棄物の受付を開始しています。

持参される場合は、受付場所にて氏名および身分証明書(運転免許証など)の確認を行います。ご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

1. 受付場所 蕨野工業団地の一角(廃棄する場所は指定されています。)

※山江村大字山田字蕨野(西川内)サービスイリア上りの裏手

2. 受付日時 8月9日(日)まで開設8時30分～12時、13時～17時(土日含む)

3. 廃棄物の種類 家電類、木くず(家具)、木くず、コンクリート類、瓦、石膏ボード、スレート、畳、金属くず、ガラス、布団、陶器類、ソファ、マット、処理困難物

※種類ごとに、置き場が指定されていますので、現地スタッフに従って分別をお願いいたします。

※一般家庭ごみの受付はできません。  
 ※災害で出た生ごみはクリーンセンターでも受け付けません。

問合せ 健康福祉課

☎(24)1700

#### ■一般ゴミの収集

道路が通行可能な場所については、ゴミ収集を通常通り行っていますので、ゴミステーションに指定された時間までに出してください。

さい。

なお、13区から15区の可燃ごみについては、収集日を追加して実施しています。

【13・14・15区可燃ごみ収集日】月・水・金  
問合せ 健康福祉課 ☎(24)1700

**し尿汲み取り**

し尿の汲み取りが必要な方は、普段お使いの業者へ直接ご連絡ください。

**金融**

**郵便・ATM**

山江郵便局では、窓口業務は、通常通り行っています。人吉市・相良村・球磨村・山江村宛ての郵便についてはまだ取り扱っておりません。ATMは利用可能です。

ATM利用可能時間…(平日)9時～17時30分／(土日祝)9時～17時  
問合せ 山江郵便局 ☎(22)4825

**医療関係**

**医療機関等を受診される避難者の皆様へ**

健康保険証や公費負担手帳等を紛失あるいは自宅に残したまま避難されている方も医療機関等で、各制度の対象者であることを申し出、氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てることにより受診できます。

また、公費負担医療について、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

**【公費負担手帳の例】**

○被爆者健康手帳

○結核感染に対する医療に係る患者票

○難病医療受給者証

○特定疾患治療研究事業受給者証

○肝炎治療特別促進事業受給者証、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証

○児童福祉療育券

○小児慢性特定疾病医療受給者証

○未熟児養育医療に係る養育医療券

○生活保護に係る医療券

○医療支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する本人確認証

○自立支援医療受給者証 など

問合せ 健康福祉課 ☎(24)1700

**被災者におけるの医療機関等の受診**

災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険・適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ(以下の「対象保険者」に記載の保険者)に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要になります。(令和2年10月末まで)

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※災害救助法適用市町村以外で下記に掲載のない保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は保険者にお問い合わせください。

**【対象保険者】**

球磨郡山江村、熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

**各種保険証、受給者証の交付**

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証・重度心身障害者医療費助成受給者証については、令和2年7月豪雨災害の影響により、郵便物の集荷・配達が出来ない状況となっております。当初、7月中旬に発送予定としておりました新被保険者証等の送付が来ず、7月中にお届けできない可能性があります。

その際は、有効期限の切れた被保険者証、減額・限度額認定証、限度額認定証等でも医療機関を受診することができますので、窓口での提示をお願いします。

ただし、被災により保険証を紛失されたなどの場合は、保険証がなくても受診できます。(その際は、氏名、生年月日、連絡先電話番号、住所等を医療機関窓口に申し立ててください。)

8月1日からの新被保険者証等については、郵便物の配達が再開されたのち郵送させていただきます。

●ご不明な点は、下記連絡先にご連絡ください。  
問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

### 妊婦の方へ

人吉市にある愛甲産婦人科医院・河野産婦人科医院では受け入れができない状況です。出産は人吉医療センターのみ対応しています。

### 施設健診は延期となります

令和2年6月から12月まで健診期間としておりました人吉市内医療機関での施設健診については、当分の間延期します。

問合せ 健康福祉課 ☎(24)1700

### 交通

#### 乗り合いバス「まるおか号」

7月31日まで運休。8月1日以降の運行再開については、防災無線、ケーブルテレビ、ホームページ等でお知らせします。

問合せ 総務課 ☎(23)3111

### 家屋等の被害に関すること

#### 「り災証明書」の申請受付

り災証明書とは、住家の被害状況を証明するものです(物置・倉庫・車庫・車両などは被災証明書)。

令和2年7月豪雨災害により、住んでおられる家が被害(床上・床下浸水等)に遭われた方について、り災証明書の発行に伴う申請受付を行っています。

●期日 7月20日(月)から(※祝休日除く)  
●時間 9時～17時  
●場所 税務課窓口  
●必要なもの 印鑑。免許証など身分が証明できるもの。委任状(家族以外による申請の場合)。  
問合せ 税務課 ☎(23)5692

#### 「被災証明書」の発行

被災証明書とは、災害の事実を証明する書類のことです。住家以外のすべての被害を証明するもので、被災した場合の各種制度の手続きに必要な証明書です。

●受付日時 平日9時～17時  
●場所 税務課窓口  
●必要なもの 被災した証拠となる写真等。印鑑。免許証など身分が証明できるもの。委任状(家族以外による申請の場合)。  
問合せ 税務課 ☎(23)5692

#### 被災した住宅の応急修理について

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要な最小限度の部分について、市町村が応急的な修理を行い(村が業者に依頼し、修理費用を村が直接業者に支払う)、元の住家に引き続き住むことができるようになるものです。

#### 対象者(いずれにも該当)

- ①「大規模半壊」の世帯または、「半壊」若しくは「準半壊」を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯
  - ②日常生活に不可欠な部分に被害があり、そのままでは住むことができない状態であること
  - ③応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること
- 基準額 1世帯あたりの限度額があります  
①大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯 59万5千円以内  
②準半壊の被害を受けた世帯 30万円以内  
被害を受けた皆様にお願ひ

※必ず「施行前の被害状況の写真」を撮影してください。

※村が相談窓口を開始するより前に修理業者に工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の対象とならない場合があります。

※応急修理の範囲や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

#### 民間賃貸住宅借上げ事業

##### 要件(いずれかに該当)

- ①災害により住居の全壊または流出により居住する住宅がない方
- ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと村が認める方
- ③「大規模半壊」または「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅と



しての利用ができず、自らの住居に居住できない方

④ 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方

⑤ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度、障害物の除去制度を利用していない方

**借り上げ住宅の条件(すべてに該当)**

① 貸主の同意を得ているもの

② 新耐震基準で建設されたもの又は耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの

③ 不動産事業者が斡旋した住宅であること

④ 家賃が1か月あたり次の額以下であるもの

・2人以下の世帯 5万5千円以下

・3人〜4人以下の世帯 6万円以下

・5人以上の世帯 9万円以下

**入居期間** 入居時から2年間

**費用負担** 県の負担(家賃、共益費、礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料、鍵交換費)入居者の負担(光熱水費、駐車場費、自治会費、その他)

※県負担額には、上限があります

※災害救助法適用日以降、既に個人で契約して入居している場合でも、「要件」と「借り上げ住宅の条件」等を見たとし、貸主の同意が得られる場合には本事業の対象となります。

※提出書類や申請の方法については、お問い合わせください。

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

**被災者生活再建支援制度**

問合せ 健康福祉課

☎(23)3978

●受付日 7月31日(金)より受付開始

●場所 健康福祉課窓口

●申請期限 基礎支学金…災害発生日から13月以内/加算支学金…災害発生日から37月以内

●対象 ①住宅が全壊した世帯②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならないことが困難な世帯(大規模半壊世帯)

●支給額 基礎支学金(被害程度に応じて支給)…対象①〜③世帯は100万円、対象④世帯は50万円

加算支学金(再建方法に応じて支給する支学金)…「建設・購入」は200万円、「補修」は100万円、「賃借(公営住宅を除く)」は50万円。

※世帯人数が一人の場合は、各該当の金額の3/4の額。

●必要なもの

(1) 災証明書 (2) 預金通帳の写し (3) 住民票等 (4) 住宅の購入、補修、賃借する場合は、確認できる契約書の写しなど

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

**家の片づけなどご相談ください**

災害ボランティアセンターから復興支援センターへ移行し、被災された方への支援として、7月10日に「山江村災害ボランティアセンター」を開設し、多くのボランティアの皆様にご協力いただきました。その結果、被災された方からのご依頼に一定の目途がつきましたので、7月24日をもって閉所いたしました。

今後は「山江村復興支援センター」と名称を変え、引き続き支援活動を行います。

被災されたご自宅の片づけなど、ボランティアを依頼したい方、また被災地でのボランティア活動をしたい方もお気軽にお問い合わせください。

受付日時 月曜〜金曜(祝日除く) 9時〜17時

問合せ 山江村社会福祉協議会 ☎(24)1508

**各種支払に関する措置について**

**災害による保険料の減免**

山江村では、令和2年7月4日に発生した豪雨災害の被災者を支援するため、介護保険・後期高齢者医療保険についての保険料の徴収猶予・減免等を行います。

床上浸水や住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたことにより、納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認められる場合、徴収猶予・減免が受けられます。

【注意】保険料の減免の対象となるかどうかは、災証明書の内容や被害状況及び保険金の補填状況等により決まります。

徴収猶予・減免を希望される方は、健康福祉課までお問い合わせ下さい。

問合せ 健康福祉課 ☎(23)3978

**7月発送の村税等納期を変更します**

令和2年7月10日発送予定の税金及び各使用料等につきましては、水害による郵便事情により納付書の発送ができないことから次の通り納期の変更等を行います。



※ぜひ、周りの方にもお知らせください。

○固定資産税

第1期 7月↓8月へ変更

○国民健康保険税

第4期 7月↓8月へ変更

第5期 8月↓9月へ変更

第6期 9月↓10月へ変更

第7期 10月↓11月へ変更

第8期 11月↓12月へ変更

○村民税

第2期 8月↓9月へ変更

○介護保険料・後期高齢者医療保険料、上下水道使用料、ケーブルテレビ使用料

7月発送分を8月以降の納期で調整します  
※ただし、ケーブルテレビ使用料の口座振替の方は通常通り7月31日(金)に引落とし処理を実施します。

問合せ 各担当課にお問い合わせください。

●固定資産税・国民健康保険税・村民税に関すること 税務課 ☎(23)5692

●介護保険料・後期高齢者医療保険料に関すること 健康福祉課 ☎(23)3978

●上下水道使用料に関すること 建設課 ☎(23)6449

●ケーブルテレビ使用料に関すること ケーブルテレビセンター ☎(22)8808

■電気料金等の特別措置

九州電力からのお知らせです。被災された方へは、電気料金等の特別措置があります。

○電気料金支払い

支払期日を1か月延長

○電気を使用しない場合

・電気を全く使用しない場合は、電気料金はいただきません。  
・災害で電気設備が使用できなくなった場合は、

使用できない設備の基本料金は頂きません。

○被害のあった家屋等を修理する場合

・家屋等の復旧のために電気を使用する場合の工事は頂けません。

・引込線、計量器などの取付位置を変更する場合の工事は頂けません。

特別措置の適用には手続きが必要です。詳しくは、下記の問合せまでご連絡お願いいたします。

なお、手続きには、り災証明など被害状況が確認できるものが必要となります。

問合せ 九州電力人吉営業所

☎0120(986)608

支援物資

支援物資については、皆様からの支援のおかげで十分な量を確保することができましたので、支援物資の受入を一旦停止させていただきます。ご支援いただきました皆様、ありがとうございました。

なお、被災をされた方で必要な支援物資がありましたら、役場へご連絡ください。

問合せ 総務課

☎(23)3111

施設の閉館情報

7月豪雨による被害や災害対応等により、一部の施設等の利用ができない状況となっております。ご利用につきましてはご理解いただきますようお願いいたします。

■避難所として開放している施設

山江村農村環境改善センター・山江村福祉保健センター「健康の駅」

■利用できない施設

公営住宅

令和2年7月豪雨に伴い、現在、公営住宅の申し込みは受け付けておりません。

問合せ 建設課

☎(23)6449

災害義援金口座を開設しました

令和2年7月豪雨に係る災害義援金の口座を開設しましたのでお知らせいたします。

●義援金名称・山江村災害義援金

●口座名義・山江村災害義援金 山江村長

●内山慶治(ヤマエムラサイガイギエンキン)

●口座番号・普通預金 1952355

●とりまとめ銀行・肥後銀行人吉支店

●取扱期間・令和5年7月8日まで

●振込手数料・無料(ATMを利用した場合、振込手数料がかかる場合があります。)

問合せ 総務課

☎(23)3111

利用できる施設

山江村体育館・中央グラウンド・山江村自然休養村管理センター・尾崎キャンプ場・丸岡公園・ヤマメの森・万江コミュニティセンター

山江中体育館・山江中グラウンド・山田小体育館・山田小グラウンド・万江小グラウンド・山江村歴史民俗資料館・山江村武道館・やまえほんの森・山江温泉ほたる

※各施設利用制限等がありますので、利用の際はおたずねください。  
※山江村歴史民俗資料館は8月4日から開館となります。



6/19 新あいさつ標語 標柱設置  
気持ちのよいあいさつ  
目指して



令和2年6月にあいさつ標語の標柱を設置しました。これまでも「山田マロン通り」(あいさつ通り)にはあいさつ標語の標柱を設置していましたが、風雨により腐食が進んだ状態でした。そこで、今回新たに標柱を作成する目的で、あいさつ標語を村内小中学校へ募集したところ、多数の標語の応募があり、特に優秀な標語として下記3点を選定しました。選定した標語は標柱に記し、「山田マロン通り」(山江村駐在所、ふあいんぼでい)に2本、「万江清流通り」(万江小学校入口)に1本設置しました。あいさつで笑顔あふれる山江村にしていきたいと思います。

【山田マロン通り】

「あいさつで笑顔の連鎖広げよう」 山江中1年1組 市野咲来 さん

「人のわ(輪・和)はあいさつでつながる山江村」 山田小3年 巖本逞充 さん

【万江清流通り】

「あいさつはだれでも作れる元気薬」 万江小3年 白竹鈴煌 さん

## 山江村農業委員会が新体制に変わりました

7月20日、役場大会議室にて内山村長から農業委員6人へ辞令が交付されました。その後、臨時総会により、会長に白川正博さん、会長職務代理者に田上喜三郎さんが選任されました。また、白川会長より農地利用最適化推進委員の7人へ委嘱状が交付されました。今後は13人体制で、担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消など、農地の利用の最適化を積極的に推進していきます。任期は3年間です。よろしくお願ひします。

農業委員 ※番号は議席番号、( )内は出身区です。(敬称略)



1 会長  
白川 正博(2)



2 会長職務代理者  
田上 喜三郎(4)



3 委員  
澗田 和代(7)



4 委員  
西川 正晴(7)



5 委員  
松本 聖司(13)



6 委員  
箕田 和広(9)

農地利用最適化推進委員 ※( )内は出身区です。(敬称略)



平山 春己(2)  
担当：1～3区



藤野 正信(5)  
担当：4～7区



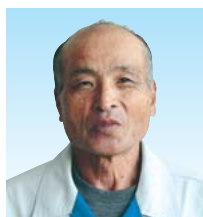
犬童 泰輔(9)  
担当：8～9区



下拂 勝(11)  
担当：10～12区



平瀬 憲一郎(13)  
担当：13～14区



松岡 信行(15)  
担当：15～16区



森田 成孝(12)  
担当：川辺川造成地区

## 山江村固定資産評価審査委員会 委員を選任

先日開会された令和2年第3回6月山江村議会定例会において赤坂道代氏(万江地区)が山江村固定資産評価審査委員会委員に選任されました。  
任期：令和2年7月1日から令和5年6月30日まで



赤坂 道代 委員



# 夏バテを防ぎ、暑さを乗り切りましょう

こんにちは  
保健師です!

## 夏バテとは…

通常、人の体は、体温変化に対して体温調節機能が働いて体調を整えます。近年の夏は、30℃を超える暑さが続き、高い湿度のために汗が気化しにくいことで、体温調節機能が働きにくくなります。体温調節機能が乱れると、胃もたれや食欲不振、何となく身体の不調が続くといった症状を引き起こします。これが「夏バテ」です。

夏バテ対策をして、暑い夏をしっかりと乗り切りましょう。

### ○夏バテの主な原因

- ・過度な温度差による自律神経の乱れ
- ・発汗によるビタミン、ミネラル不足
- ・発汗による水分不足
- ・暑さによる睡眠不足

### ○夏を上手に乗り切る方法

暑い夏を乗り切るためには、規則正しい生活を送ることが大切です。

#### 1、こまめに水分補給をする

この時期は熱中症予防のためにも、水やお



茶をこまめに飲みましょう。起床時や入浴後、体を動かした時は特に水分補給を心がけましょう。

#### 2、温度差や体の冷やしすぎには注意する

外気温との温度差や体の冷やしすぎは自律神経を乱す原因となります。エアコンの風が直接当たらないようにして、寒いと感じたら衣類等を着るなどして調節しましょう。また、夕方以降の涼しい時間帯にウォーキングなどの軽い運動をすると、自律神経の働きを整えます。

#### 3、睡眠をしっかりとる

疲労回復のためにも、睡眠はしっかりと取りましょう。睡眠中のエアコンのつけっぱなしは体を冷やす原因となります。就寝時間、起床時間に合わせてタイマーを活用しましょう。

#### 4、3食バランスよく食べる

暑さで疲れやすく、汗でミネラルを失いがちです。少量でも多くの品目を食べるよう心がけましょう。

# 気づいて！あなたのまわりの高齢者虐待

知ってみんなで  
防ごう！

## ●高齢者虐待は、誰にでも起こりうる問題です

超高齢社会を迎えた今、親など身近な高齢者への虐待が増えています。

なぜ高齢者虐待が起きてしまうのでしょうか？高齢者虐待を招かないためにも、虐待が起こる背景と、予防策を知っておきましょう。

## ●このようなことが虐待にあたります

### 身体的虐待

- ・たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせるなど
- ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与えるなど

### 心理的虐待

- ・排泄などの失敗に対して恥をかかせるなど
- ・子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視するなど

### 介護等放棄(ネグレクト)

- ・十分な食事や水分を与えないなど
- ・おむつなどを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

### 経済的虐待

- ・本人のお金を必要な額渡さない、使わせないなど
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思や利益に反して使用する

### 性的虐待

- ・懲罰的(ちようばつてき)に下半身を裸にして放置するなど
- ・キス、性器への接触、セックスを強要するなど



## ●介護をする人の負担を減らす

介護をする人は、これまで経験したことのない介護という役割を背負い、思い通りにいかないことに戸惑いやイライラや疲労感、孤独感を感じることが多くあります。

追いつめられる前に家族や近所の人に協力を求めたり、社会的サービスなどを上手に利用しましょう。

## ●ひとりで抱え込まないで！

高齢者の対応で疑問があるときやサービスの利用の仕方が分からないとき、虐待に気づいたけどどうしたらよいか分からないときなどは、地域包括支援センターなどに気軽にご相談ください。

高齢者に関することは地域包括支援センター(役場健康福祉課内)にご相談ください

<健康福祉課・地域包括支援センター> ☎(23)2232

<夜間及び休日> ☎(24)9800

(夜間及び休日は山江老人保健施設に委託しています。「地域包括支援センターへの電話です」と伝えてご相談ください)



## 国民健康保険医療費

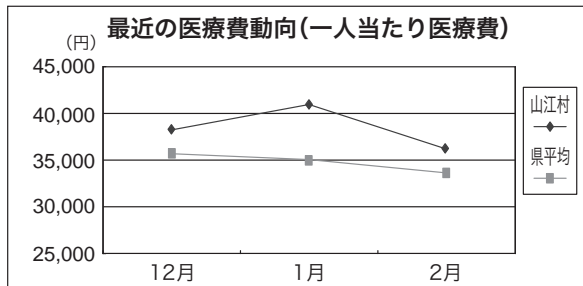
医療費が高くなるほど、国保税も高くなります。病気の早期発見、早期治療により医療費は抑えることができます。健康に配慮した生活をこころがけましょう。

※数値は一般被保険者のみの医療費から算出されたものです。

■県内順位 15位/45市町村中(上位になるほど医療費が高い)

■一人当たり医療費 36,695円

県平均の1.08倍(県の平均34,095円)

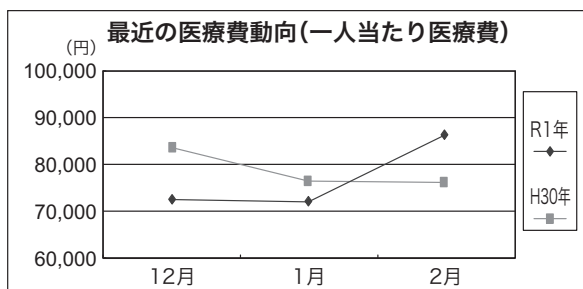


## 後期高齢者医療保険医療費

後期高齢者医療制度では、医療費総額(窓口負担額を除く)の1割相当を保険料からまかなうため、医療費が増えたと、後期高齢者医療保険料も高くなってしまいます。健康に配慮した生活を心がけるとともに、年に1回は健診の受診をお願いします。

■一人当たり医療費 87,201円

前年同月の1.17倍(前年同月の平均74,425円)



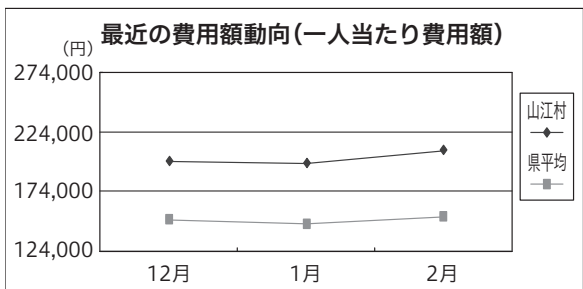
## 介護保険費用額

介護保険サービスにかかる費用額の23%は第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料でまかないます。1日でも長く、自宅で自立した日常生活が営めるよう予防することが大切です。

■県内順位 1位/45市町村中(上位になるほど費用額が高い)

■一人当たり費用額 210,908円

県平均の1.39倍(県の平均151,328円)



## 休日在宅医当番表(令和2年8月)

### 【人吉市医師会】

月	日	休日在宅医	電話番号
8月	2	光永医院	人吉市瓦屋町 22-2366
	9	しらおく内科クリニック	人吉市中青井町 25-1550
		たけだ眼科クリニック	人吉市南泉田町 23-3096
	10	田中医院	人吉市瓦屋町 24-6127
		田中クリニック	人吉市鬼木町 22-7222
	16	たかみや医院	人吉市西間上町 24-5611
	23	堤病院	人吉市下林町 22-0200
		外山胃腸病院	人吉市南泉田町 22-3221
	30	愛生記念病院	人吉市南泉田町 22-6878
		とやまクリニック胃腸科・肛門科	人吉市宝来町 28-3375

### 【小児科】

月	日	休日在宅医	電話番号
8月	2	公立多良木病院小児科	多良木町 42-2560
	9	増田クリニック小児科	人吉市九日町 22-3570
	10	やまむら医院	あさぎり町 45-0005
	16	増田クリニック小児科	人吉市九日町 22-3570
	23	やまむら医院	あさぎり町 45-0005
	30	人吉医療センター小児科	人吉市老神町 22-2191

### 【球磨郡医師会】

月	日	上球磨	中球磨	其他地区
8月	2	仁田畑クリニック	酒瀬川内科	
	9	横山医院	権頭医院	
	10	増田耳鼻咽喉科クリニック	小川整形外科病院	
	16	東病院	脳神経外科小林クリニック	
	23	犬童耳鼻咽喉科	緒方医院	
	30	犬童内科胃腸科医院	たかの眼科	

※受診時間 午前9時から午後5時まで

※変更になる場合がありますので、受診される方は医療機関へ確認をお願いします。

### 【救急病院】

- 球磨病院 人吉市上青井町 ☎(22) 3121
- 外山胃腸病院 人吉市南泉田町 ☎(22) 3221
- 問合せ 人吉市医師会 ☎(22) 3065
- 球磨郡医師会 ☎(42) 4797
- 健康福祉課保健衛生係 ☎(24) 1700

## むし歯のなかったお友達

幼児歯科検診の結果、むし歯がなかった(要観察歯があったお子様・治療中・治療済みを除く)お子様です。歯みがき、仕上げ磨き、おやつ工夫など親子で頑張りました。

### ●5歳児歯科健診(R 2.6.)

湯口 心陽(広明) 第1区 横谷 樹(憲俊) 第7区

### ●2歳児歯科健診(R 2.6.11)

小田 結斗(真也) 第8区 早田羽瑠斗(昂平) 第3区  
 坂本 新汰(竜一) 第9区 豊岡 昇龍(達也) 第8区  
 西川 市柊(忠孝) 第5区 藤岡真穂斗(孟之) 第5区  
 八嶋 亜衣(吉信) 第3区 伊知地真宏(宏) 第5区  
 杉松 謙助(幸太郎) 第5区 杉松 昌睦(将太) 第5区

今回むし歯があったお子様は早めに治療をしましょう。



## 奇石コース除草作業

5月28日(木)、山江村未来塾100人委員会観光・交流部会にて、フットパスコース『新層奇石コース』の除草作業と、新たに発見した奇石「坊主石」の周辺を整備しました。お隣の相良村へ続く細道の途中にあり、昔は峠を越える目印になっていたようで、同じような丸っこい石がいくつもあります。

今回の7月豪雨災害により、フットパスコースも被害を受け点検・整備が必要な状況です。今後点検等を実施し、安全に歩くことができることが確認できましたらホームページ等でお知らせします。



坊主石の前で記念撮影



## 村政モニター登録募集

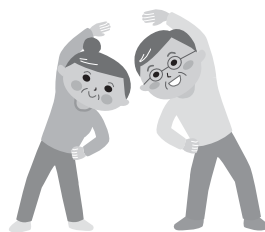
山江村では、住民の皆様のニーズや村に関するインターネットアンケート調査にご協力いただける方を募集しています。詳しくは村ホームページをご覧ください。下記QRコードを読み込んでいただきますとモニター登録ができます。



## 第25回 百歳体操で健康づくり

今回の7月豪雨災害により、山江村でも大きな被害がありました。山江村でも、健康の駅と山江村農村環境改善センターに避難所が開設され、現在30名ほどの方が避難されています。

避難所では色々な方の支援を受けながら、みなさんが協力し合い生活をされています。健康づくりにも気をつけられ、CATVの放送に合わせ、10時と15時には「いきいき百歳体操」も開始しました。久しぶりに体操をされ「あ～汗かいた」「久しぶり動いた」「疲れたけど、よか運動になった」との声が聞かれました。



被害が幾分少なかった山田地区では、地区サロンを実施しています。ご自身のためにぜひ体を動かしてみてください。サロン活動の有無については、区長または区の介護予防サポーター、包括支援センター(☎23-2232)へお尋ねください。





# 新型コロナウイルス 関連情報



## ■宿泊施設が取り組む感染防止対策などを補助!

熊本県観光連盟では、宿泊業を営む中小企業者を対象に、新型コロナウイルス対策などに活用できる補助金の申請を受け付けています。

**補助対象** 感染防止対策、食事メニューの開発、その他宿泊者を増やす取り組み等

**受付期限** 9月30日まで

詳しくは県又は観光連盟のホームページでご確認ください。

熊本県宿泊施設補助 で検索

熊本県観光連盟

096(243)0082

## ■設備投資や販路開拓等に対する国の補助制度

・持続化補助金(小規模事業者)

【通常枠】補助上限…50万円 補助率…2/3

【特別枠】補助上限…100万円 補助率…2/3又は3/4

・ものづくり補助金(中小企業 小規模事業者)

【通常枠】補助上限…1千万円 補助率…中小企業1/2、小規模事業者

2/3

【特別枠】補助上限…1,000万円 補助率…2/3又は3/4

※感染防止対策の上乗せ、ナイトクラブ等への上乗せいずれも(上限50万円)

詳しくは

生産性革命推進事業 で検索

山江村商工会 (24)9326

## お知らせ

### 蚊やマダニの感染症にご注意ください

夏は、肌の露出が増え、蚊やマダニに咬まれる機会が増えます。蚊やマダニは病気を持っており、咬まれない対策をとることも必要です。

①肌の露出を少なくする

②明るい色の服を着る

③虫よけ剤を使用する

④帽子・手袋を着用し、首にタオルを巻く

⑤シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中に入れる



また、蚊の発生を減らすために、定期的に幼虫が発生しそうな周辺の水たまりの除去・清掃をしましょう。

### 「ダニが媒介する感染症」

重症熱性血小板減少症候群、ダニ媒介脳炎、日本紅斑熱、つつかが虫病、ライム病 など

### 「蚊が媒介する感染症」

日本脳炎、デング熱、ジカウイルス感染症 など

健康福祉課 (23)3978

### 受動喫煙防止のための相談を受け付けています

『望まない受動喫煙を防ぐ』ために、受動喫煙に関する相談を受け付けています。「受動喫煙防止対策の方法がわからない」「施設の屋内で受動喫煙が生じて困っている」など、受動喫煙に関する質問や相談がありましたら、ご連絡ください。

### 改正健康増進法のポイント

1. 学校や病院、行政機関などは原則敷地内禁煙(屋外で受動喫煙を防止するため必要な措置がとられた場所には喫煙場所を設置可能)

2. 事務所や工場、ホテルや旅館、飲食店等は原則屋内禁煙(基準を満たした喫煙専用室の設置が必要。また、標識の掲示義務あり)

※2020年4月1日時点で営業が行われており、資本金が5千万円以下かつ客席面積100㎡以下

である飲食店は喫煙可能室を設置可能。その場合、保健所への届出が必要。郵送での届出も可能。(但し、後日、確認の連絡あり)

3. 喫煙可能なエリアには20歳未満は立入禁止

注意・改正法により違反者には罰則の適用(過料)が課せられることがあります。

人吉保健所保健予防課 (22)3107

### マイナンバーカード日曜日 交付・申請サポート

平日来庁が難しい方や、マイナンバーカードを作りたい方など、ぜひこの機会をご利用ください。なお、マイナンバーカードの交付は本人に限ります。

実施日 8月23日(日)9時~15時

交付窓口 健康福祉課 戸籍係

必要なもの

○マイナンバーカード交付通知書(ハガキ)

○本人確認書類

・1点でよいもの(運転免許証、パスポート、運転経歴証明書、身体障がい者手帳など写真付き公的身分証明書)

・2点必要なもの(健康保険証、医療受給者証、年金手帳、学生証、介護保険証)

○印鑑

○通知カード(紛失された方は、



紛失届が必要です)

※システムメンテナンスにより、日程を変更させていただく場合があります。

健康福祉課戸籍係  
(23)3978

## 相談

「いろいろの相談事業」を活用してください(要予約・無料・秘密厳守)

気分が落ち込む、意欲がわかない、イライラすることが多くなつた、眠れない、人と会うのがおっくう」など、心の不調でお困りの方やその家族の方はお気軽にご相談ください。

内容 精神科医師が直接相談を受けます

方法 ①まずは健康福祉課へご連絡ください。②「こころの相談事業」のことで電話しました」と伝えてください。③相談をされた方と精神科医師との日程調整をして相談日を決めます。

場所 福祉保健センター健康の駅(来ることが困難な場合はご自宅訪問可)  
健康福祉課 (23)3978

### 年金相談所(完全予約制)

場所・日程  
人吉市東西コミュニティセン

ター 8月3・17・24・31日

■錦町社会福祉協議会(温泉センター)8月12・26日

■多良木町役場 8月5・19日  
時間 9時～17時

予約の際は、基礎年金番号、相談者及び配偶者氏名、電話番号、相談内容を確認します

八代年金事務所お客様相談室  
0965(35)6123

### 心配ごと・無料法律相談会(無料・要予約)

弁護士や司法書士が相談を受けます。

対象 人吉球磨地域在住の方

日時 8月24日(月)13時～15時

場所 五木村保健福祉総合センター

相談内容 借金や相続、土地家屋問題など日常生活に関わる心配ごと

五木村役場保健福祉課  
(37)2214

## 募集

### 熊本県警察職員採用試験が実施されます

県民の安全・安心を担う人材を募集しています。

■警察官B(男女) 受験資格

18～27歳の方

■警察事務 受験資格 18～21

歳の方

■警察事務(就職氷河期世代対象) 受験資格 35～50歳の方

■警察事務(障がい者対象) 受験資格 18～35歳の方で障碍者手帳等の交付を受けている方

受付期間 8月7日(金)～28日(金)

※試験日、試験内容、その他詳細な受験資格等はお問い合わせいただくか、県警のホームページを

ご覧ください。

申込方法 人吉警察署、交番、駐在所にある申込書に記入し、人吉警察署に持参もしくは郵送。

人吉警察署総務課  
(24)4110



食べて  
元気になる

**1人分の栄養量**

エネルギー 170kcal  
たん白質 9.7g  
脂質 9.0g 塩分 0.8g

**材料と数量(2人分)**

トマト.....1ケ  
ゴーヤ.....1/2本  
油.....大さじ1  
卵.....1ケ  
塩.....少々  
すりおろし生姜.....小さじ1  
花かつお.....3g  
しょうゆ.....小さじ1

**作り方**

- ① ゴーヤはへたを切り、縦半分に切ってワタを取り除いたら5mm幅に切り、塩もみをして、水洗い後 水気をきっておく。
- ② トマトは半分に切り、へたを取り除いたらくし形に8等分する。
- ③ フライパンにサラダ油とすりおろし生姜を入れたら、弱火で香りが立つまで炒め、ゴーヤを炒めてしんなりしたらトマトを炒め、花かつおとしょうゆを加え全体に馴染ませる。
- ④ 強火のまま、溶き卵を回しいれ、とじる。

**ポイント**

\*強火で調理すると、色よく仕上がる。  
\*豚肉やシーチキンを入れると、よりたん白質アップ。

トマトとゴーヤのチャンプル



# ご存知ですか？国民年金

## ■40年間保険料を納めたら年金額はいくら？

年額**781,700円(令和2年度)** 満額(20歳から60歳になるまでの40年間納めた場合)

老齢基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間が10年以上必要です。

## ■保険料を納めるのが経済的に難しい場合は「申請免除」を！

平成30年度の保険料は月額16,540円です。前年の所得が一定額以下の人は申請すると「全額免除」、「一部免除」、「納付猶予」を受けることができます。

## ■免除されると、将来の年金は？

	年金の受取資格	年金額	障害年金・遺族年金の受取資格
全額免除	○	8分の4	○
3/4免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
1/4免除	○	8分の7	○
納付猶予	○	×	○
学生納付特例	○	×	○
保険料未納	×	×	×

例1) 保険料納付期間25年(300月)、全額免除期間15年(180月)の場合  
 $781,700円 \times \frac{300月 + (180月 \times 4/8)}{480月} = 635,131円$  (年額)

例2) 保険料納付期間25年(300月)、保険料未納期間15年(180月)の場合  
 $781,700円 \times \frac{300月}{480月} = 488,562円$  (年額)

例1と例2は、納めた保険料の額は同じですが、受け取れる年金の額に年額146,569円の差があります。保険料を納めるのが経済的に難しい場合は、「申請免除」制度を利用しましょう。

申請免除の手続きは健康福祉課窓口で行えます

## 国保からのお知らせ

今回は

## 第三者行為

交通事故など第三者である加害者から受けたケガなどを治療する場合でも、ご自身の保険証を使用して治療を受けることができます。

加害者から受けたケガなどの治療費は、被害者に過失がない場合は、加害者が全額負担することになります。しかし、治療がすぐに必要である場合、加害者との話し合いを待っている時間はありません。そのため、一時的にご自身の保険証を使用して一部負担金を除く医療費を国保が立て替え、その後加害者側へ立て替えた医療費を請求することになります。

保険証を使用して治療を受けた際には、速やかに

『第三者行為による傷病届』を提出していただく必要があります。もし、傷病届の提出が遅れた場合や提出をしなかった場合は、加害者側に請求する医療費を回収できないことになり、本村の医療費増加となってしまうため、治療を受けた場合には速やかにご提出をお願いします。

また、傷病届は示談を済ませる前に届け出をお願いします。示談を済ませてしまうと国保が立て替えた医療費が加害者へ請求できなくなることがあり、その場合は被害者本人へ医療費を請求することになります。示談をする前に国保担当へご連絡下さい。

問合せ 健康福祉課保健衛生係 ☎(24) 1700



これは何だった!!  
「リモコンの簡単操作！」



テレビが映らないとのお問い合わせが増えて  
います。もう一度リモコン操作をおさらい  
しておきましょう！



よくお問い合わせ頂くのは、次の症状です。  
あれ?と思ったら、一度チェックしてみましょう！

「リモコンがきかなくなった！」

- ☑ 電池の残量を確認しましょう！
- ☑ リモコンの切り替えつまみはSTB側に  
来ていますか？
- ☑ テレビに合わせたリモコン設定が  
されているか確認しましょう！

「テレビが綺麗に映らない！」

- ☑ アナログ接続(3色コード)のまま  
ではないですか？  
デジタルテレビで綺麗に見るため  
には、HDMIケーブルで接続し  
設定をする必要があります。  
購入先の電気屋さん  
に聞いてみてください。

改善しない場合はお問い合わせ下さい！

山江村ケーブルテレビセンター ☎ (0966)22-8808

土・日・祝日は山江村役場まで TEL (0966)23-3111

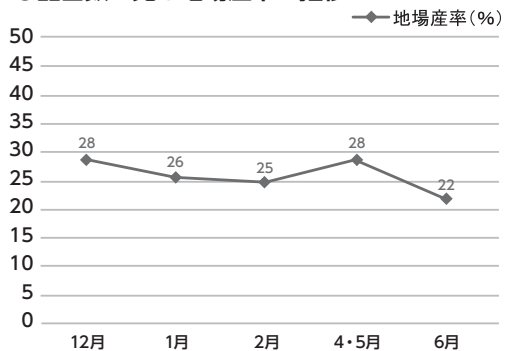
地産地消推進便り  
— 学校給食食材の自給率 —

給食で使用した全数量を100とし、食品成分表に基づき分類し地場産率を計算しています。  
総使用量…… 実際給食で食べられた数量  
総仕入数量… 給食製造のために仕入れられた数量  
山江産数量… 総仕入数量の内、山江村産農産物の数量  
※総使用量は可食部のみでの数量であるため、総仕入数量とは必ずしも一致しません。  
※3月につきましては、コロナウイルス予防による休校のため実績がありません。

◎6月 作物ごとの使用量(kg) ※村内小中学校の給食で使用された全品目を集計しています

食品群名	総使用量(kg)	食品名	総仕入数量(kg)	山江産数量(kg)
1 穀類	678.6	米	530.0	530.0
		彩り米	1.4	1.4
2 いも及びでんぷん類	216.2	サトイモ	34.5	0.0
		ジャガイモ	149.6	149.6
		サツマイモ	7.0	4.2
		コンニャク	23.5	22.9
3 砂糖及び甘味類	11.5			
4 豆類	153.2	ダイズ	7.4	0.0
5 雑実類	17.5	粟ペースト	9.5	9.5
6 野菜類	841.2	カボチャ	31.8	20.0
		キャベツ	83.4	0.0
		キュウリ	78.7	35.9
		ゴボウ	30.2	0.0
		ダイコン	19.3	7.2
		タケノコ	22.5	22.5
		タマネギ	201.1	201.1
		ナス	39.2	39.2
		ネギ	20.5	11.2
		ニンジン	107.2	44.4
		ピーマン	18.7	0.0
		トマト	42.5	42.1
		ニラ	1.7	0.0
		モヤシ	48.2	0.0
		ニンニク	0.7	0.7
		ホウレンソウ	34.5	0.0
		阿蘇菜	4.0	0.0
		レタス	3.5	0.0
切干大根	3.8	2.0		
7 果実類	90.4	ショウガ	2.4	0.0
		パセリ	0.8	0.0
		セロリ	0.6	0.0
		エダマメ	3.0	0.0
		グリーンピース	3.0	0.0
		ブロッコリー	22.5	0.0
8 きのご類	31.1	カリフラワー	5.0	0.0
		インゲン	7.5	0.0
		ズッキーニ	14.3	9.8
		アスパラガス	5.5	0.0
		レンコン	8.3	0.0
		キクラゲ	0.8	0.8
9 藻類	4.8			
10 魚介類	139.5	ヤマメ	35.0	35.0
11 肉類	186.7			
12 卵類	69.2	鶏卵	73.6	73.6
13 乳類	2083.3			
14 油脂類	26.7			
15 菓子類	4.5			
16 し好飲料類	9.8			
17 調味料及び香辛料類	142.0			
18 調理加工食品類	36.2			
合計	4742.4		1901.0	1267.1

◎品目数に見る地場産率の推移



※地場産率の算定は、当該月に納品された山江村産の品目数を、全品目数で割り戻して算出してあります。

村では、山江産の食材を地域内で利用する取り組みをすすめています。その一環として、学校給食食材の地産地消を推進しています。

契約栽培していただける生産者の方も随時募集しておりますので、ご協力いただける場合は、ご連絡ください。



## むらの動き (6/1～6/30 受付分)

あかちゃんごたんじょう

馬場 奏帆 (直哉・陽子) (5/25)

おくやみ申し上げます

和泉 重利 (第7区) (6/3)

香典返し

作田 光美 岡本 美貴

## 人口と世帯 -Population-

6月30日現在 (前月比)

人口 3,411人 (-7)

男 1,597人 (-1)

女 1,814人 (-6)

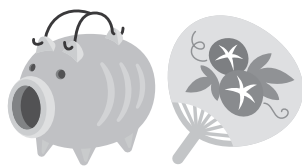
世帯 1,207世帯 (-1)

## 主な電話番号 -Telephone-

総務課	23-3111 ※
企画調整課	23-3112 ※
産業振興課	23-3113 ※
税務課	23-5692 ※
健康福祉課 (福祉・戸籍)	23-3978 ※
健康福祉課 (保健衛生)	24-1700 ※
地域包括支援センター	23-2232 ※
建設課	23-6449 ※
教育委員会	23-3604 ※
会計室	23-3293 ※
議会事務局	23-3401 ※
農業委員会事務局	23-3113
ケーブルテレビセンター	22-8808 ※
歴史民俗資料館	23-3665
地域づくり研究所	23-3114
FAX (代表)	24-5669

●※印は域内電話と共通番号になります

※域内電話は、転送が出来ませんので、予めご了承ください



## つばやき

滝のような雨が降り続けました。令和2年7月豪雨。

あっという間に道路や田んぼが川となり、人手では動かすことのできない荷物や車が流されていく様を見て、これが本当に山江村かと茫然としました。多くの箇所では被害が発生し、不自由な生活を送られている方が多数いらっしゃいます。一人一人のできることは小さいかもしれませんが、復旧に向けて皆で一致団結し、頑張りましょう。(A・S)



エコやごみに対する情報をお伝えする

# エコ得情報局

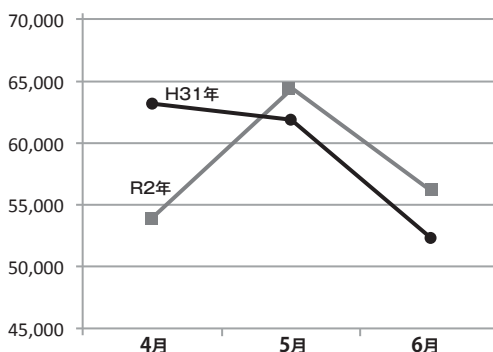
(単位:kg,%)

年	月	31	2	31	2	31	2
		4月		5月		6月	
一般廃棄物	可燃物	58,040	49,210	58,220	57,660	47,050	52,610
	不燃物	4,840	4,170	3,830	6,180	4,350	3,450
	粗大物	410	1,440	360	680	770	540
	有害物	0	0	0	0	0	0
	計	63,290	54,820	62,410	64,520	52,170	56,600
資源物	10,000	10,230	8,450	8,330	6,770	7,190	

※搬入量については、村の収集のほか、事業所及び一般家庭からの直接搬入分も含まれます。  
※分別収集されたペットボトルは、社会福祉法人水俣市社会福祉事業団で適正に処理されています。

- ごみ袋には必ず氏名を記入してください。
- 正しい分別でごみの減量を心がけましょう。
- 可燃ごみの袋は、中のごみが飛散ないように、持ち手部分もしっかりと結びましょう。
- 指定された収集日に出しましょう。収集日の前日または収集日の午前8時までに出してください。

山江村の1か月あたりのごみ排出量推移 (kg)



## 山江村民一人あたりのごみ排出量

令和2年5月

約**16.6 kg**

前月比 - 2.3kg

## 廃油は、リサイクルしましょう!!

使用済みの廃油や未使用の食油は、無料でリサイクルすることができます。

廃油がある方は、山江村役場健康福祉課の窓口に廃油回収ボックスがありますので、お気軽にお越しください。

廃油をリサイクルされた方には、回収ボックスにクリアファイル等がありますので、ご自由にお取りください。

村民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

### 《回収できる油》

・菜種油、大豆油、コーン油、ごま油、サラダ油、サフラワー油 (紅花油)、ひまわり油

### 《回収できない油》

・鉱物油 (エンジンオイル)、牛脂、豚脂 (ラード)、パーム油、ヤシ油、ショートニング



現在、令和2年7月豪雨に伴い通行止めや復旧工事をしています



●発行日/  
令和2年7月31日発行

●発行所/山江村企画調整課企画調整係  
〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1  
TEL 0966-23-3111 FAX 0966-24-5669

●ホームページ <https://www.vil.yamae.lg.jp/>  
●公式facebook <https://www.facebook.com/yamaemura/>  
●印刷/(株)協和印刷

